

北海道高等学校英語科・国際科設置校協議会会則

(名称)

第1条 本会は北海道高等学校英語科・国際科設置校協議会と称す。

(目的)

第2条 本会は高等学校英語科・国際科の運営並びに学習指導に関し、設置校の連絡連携のもとに、調査研究を行い、もって英語科及び国際科教育の適正な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 英語科・国際科の教育課程及び英語等に関する学習指導の調査研究
- 2) 英語科・国際科の施設・設備・教材・教具に関する調査研究
- 3) 研究協議会の開催
- 4) 英語科等担当教員の研修
- 5) 研究誌等の刊行
- 6) 当局への建議または開陳
- 7) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は英語科・国際科等設置校の校長、教頭及び英語科等関係教職員とする。

(役員)

第5条 本会の役員構成及び選出は、以下の定めによる。

会長 1名、副会長 2名：英語科・国際科設置校の校長とし、その選出は理事の互選による。

理事：各設置校の校長及び教頭とする。

幹事：各設置校等選出の教員及び事務局校の事務長とする。

監事：副会長の兼務とする。

2 役員任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。補欠によるものは前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 役員任務は次のとおりである。

会長：本会を代表し、会務を統括する。

副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

理事：会務の運営について協議し、各校の連絡にあたる。

幹事：各校の研究調査の実施連絡にあたる。

監事：事務局による予算執行を監査する。

(事務局)

第7条 本会の円滑な運営を図るため、会長在任校に事務局を置き、本会の運営に関する事務の執行にあたる。

(会議等の開催)

第8条 本会の総会、理事会、幹事会は必要に応じ随時開催する。

(調査研究への協力)

第9条 本会が実施する調査研究に関し、必要に応じて大学、研究所その他の研究機関等の指導協力を求めることがある。

(会計)

第10条 本会の経費は各校の負担金、その他によって賄う。

2 負担金は各校年額2,000円とする。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

平成 8年 5月 8日 一部改正施行 (総会承認)

平成 9年 5月 7日 一部改正施行 (総会承認)

平成12年 5月10日 一部改正施行 (11/1 総会承認)

平成19年 5月10日 一部改正施行 (11/7 総会承認)